

育英館大学 科目等履修生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第49条の規定に基づき、科目等履修生（以下「履修生」という。）の取り扱いに関して定めることを目的とする。

(履修資格)

第2条 履修生として履修することのできる者は、次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者および文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。
- (2) 前号と同等以上の学力があるものとして学長が認めた者。

(履修の手續)

第3条 本学において開設する授業科目の履修を希望する者は、次の各号に定める書類を添えて学長に願い出なければならない。

- (1) 履修願（本学所定様式）
- (2) 履歴書（3ヶ月以内に撮影した写真貼付）

(履修願の提出期限)

第4条 履修願の提出期限は、次のとおりとする。

| | |
|-------------------------|-------|
| 前期および通年で開講している科目を履修する場合 | 3月20日 |
| 後期のみ開講している科目を履修する場合 | 9月7日 |

(履修の許可)

第5条 前条の願い出があった場合、教授会の議を経て学長が許可する。

(履修の辞退)

第6条 履修を辞退しようとするときは、辞退願を提出しなければならない。

(履修料)

第7条 履修を許可された者は、許可された日より1週間以内に履修料等を全納しなければならない。

履修料 1単位 16,000円

- 2 納付した履修料は、これを返還しない。

(履修生証)

第8条 履修生には、履修生証を交付する。

- 2 履修生は、履修の際、履修生証を携帯しなければならない。
- 3 履修生は、履修科目の学期終了時または履修辞退時に履修生証を返還しなければならない。

(単位取得証明書の交付)

第9条 履修生は、単位取得証明書の交付を願い出るに当たっては、第2条第1項(1)に規定する学歴を有することを証する書類を添付しなければならない。

(手数料)

第10条 証明書発行等の手数料は、一般学生と同額とする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。